

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1. 「平泉の文化遺産」の世界遺産拡張登録の推進について</p> <p>「平泉の文化遺産」は、国を越えた人類共通の普遍的な価値がある遺産と認められ、平成23年の第35回世界遺産委員会において中心的な5資産が登録に至りました。</p> <p>しかしながら「平泉の文化遺産」は、平泉町・一関市・奥州市にまたがる全10資産が一体のものであり、町内においては柳之御所遺跡（岩手県教育委員会管理）、達谷窟の2資産の拡張登録を目指しているところです。</p> <p>世界遺産の拡張登録を目指すためには、更なる調査研究が必要であり、推薦書作成、現地調査の受け入れ等に多額の経費が見込まれます。</p> <p>つきましては、今後、世界遺産の拡張登録の推進に向けて、より一層のご指導と人的、財政的なご支援をいただきますようお願いいたします。</p>	<p>「平泉の文化遺産」の世界遺産拡張登録につきましては、県と関係3市町において、残された5資産（柳之御所遺跡、達谷窟、白鳥館遺跡、長者ヶ原廃寺跡、骨寺村荘園遺跡）の追加登録に向けた取組を平成29年度まで集中的に実施していくことが合意されており、その結果等に基づきながら、推薦書を作成していくことが見込まれています。</p> <p>推薦書作成費用等につきましては、推薦する資産が確定した後、関係機関によってその負担割合等の協議を進めていくべきものと考えているところです。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>県南教育事務所</p>	<p>B</p>
<p>2. 「平泉の文化遺産」の保存管理について</p> <p>「平泉の文化遺産」は、平成23年の第35回世界遺産委員会において登録が決議されました。</p> <p>世界遺産委員会の決議では、未整備の「中尊寺大池跡」、「無量光院跡」の復元整備計画とその実績を国際記念物遺跡会議（イコモス）に提出すること、登録された資産間の眺望の維持、さらには主要な道路改修の提案には「遺産影響評価」を行うことなど、登録後の保存管理について要求がなされているところです。</p> <p>近年、世界遺産委員会では、「登録後」の保存管理の在り方が重視されており、本町としても着実に復元整備を行い世界遺産委員会の要求に応える必要があります。</p> <p>一方で、世界遺産委員会やイコモスとの調整にあたっては国・県の専門的な助言が必要となっております。</p> <p>つきましては、今後も「平泉の文化遺産」の保存管理について、より一層のご指導とご支援をいただきますようお願いいたします。</p>	<p>「平泉の文化遺産」の中核をなす無量光院跡をはじめとする史跡地の公有化、考古学的な発掘調査及びその成果を基にして実施する史跡整備に関し、市町が実施する場合には、国とともに県も補助することにより、確実な事業成果が得られるよう支援しているところです。</p> <p>今後も、この補助制度を活用しながら、世界遺産委員会等で指摘された課題に対応するとともに、より適切な保存管理がなされるよう支援していきたいと考えています。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>県南教育事務所</p>	<p>A</p>

平泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>3. 柳之御所遺跡の史跡整備について</p> <p>柳之御所遺跡の大規模発掘調査は、一関遊水地・平泉バイパス事業に伴い昭和63年度から開始されました。以後、この調査は、全国的に注目される数多くの成果を挙げ、平成5年、建設省（当時）の大英断によって、保存されることが決定し、現在に至っております。</p> <p>平成9年3月に国の指定を受けた柳之御所遺跡については、県が平成10年度から本町に柳之御所遺跡発掘調査事務所を開設し、内容確認調査を実施され、平成13年度には整備基本構想、平成14年度には整備基本計画、平成19年度に整備実施計画が作成され、平成22年4月には史跡公園として暫定開園されています。</p> <p>現在も引き続き、岩手県教育委員会が事業主体となり、発掘調査、公有化等が進められておりますが、一部、本町が公有化を行っている地区があります。</p> <p>つきましては、「柳之御所遺跡」が保存されるに至った経緯等を考慮し、公有化をはじめとした史跡整備の促進について、県が全面的に実施されるよう特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>特にも、ガイダンス施設については、柳之御所遺跡の歴史的背景、価値、往時の姿などを分かりやすく見学者に理解してもらうため、また平泉の世界遺産を分かりやすく紹介するためにも早期の建設をお願いいたします。</p>	<p>柳之御所遺跡の整備については、平成10年度から史跡整備に向けて内容確認の発掘調査を開始し、平成14年度に整備基本計画を、平成15年度に整備実施計画を策定していません。これらの調査・整備計画を踏まえ、第I期整備として、平成17年度から堀内部地区についての史跡整備工事を行っています。</p> <p>史跡整備とともに、整備対象予定地（堀内部地区・堀外部地区）の約8.7haの土地公有化を、平成13年度から実施しています。</p> <p>なお、平成17年度に追加指定された、猫間が淵遺跡については、具体的な整備計画がなく、保存管理計画では積極的に土地公有化を進めるべき範囲とされていません。</p> <p>柳之御所遺跡等に係るガイダンス施設については、来訪者に遺跡の価値を知っていただくため、旧「柳之御所資料館」を改修し、平成22年4月の史跡公園開園に合わせ公開しています。</p> <p>新設予定のガイダンス施設につきましては、東日本大震災復興関連整備を優先して取り組んでいる状況であるため、当初の計画どおりの整備が難しい状況です。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>県南教育事務所</p>	<p>B</p>

平泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>4. 史跡等の整備・活用予算等の拡充について</p> <p>史跡等の文化財は、我が国の歴史と風土の中で培われてきた極めて貴重な国民共有の財産であり、地域の歴史的・文化的なシンボルとなっています。このため住民が地域の歴史・文化に触れ親しみ、精神的な豊かさを実現できる環境づくりを進めるために、これを積極的に整備・活用することが強く求められております。</p> <p>本町は多くの史跡や埋蔵文化財を有し、これらの整備・活用を図り、その価値を伝えていく責務があります。特に世界遺産の構成資産である特別史跡無量光院跡と特別史跡中尊寺境内の2つの庭園の整備は、世界遺産委員会からの要請事項で、喫緊の課題であります。</p> <p>町内の整備された史跡では、経年による劣化等で再修理の時期を迎えております。また、今後、整備活用のための史跡の公有化も控えていることから、多額の費用が見込まれております。</p> <p>このように史跡を多く抱えている本町の実情と、世界遺産登録後の史跡等の保存管理に万全を期するため、県の積極的な助成等について、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。</p>	<p>平泉町の世界遺産関係史跡等整備については、厳しい財政状況が続いている現状に加え、東日本大震災からの復興に伴う対応等もありますが、平成26年度においては要望額を全額措置しているところです。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>県南教育事務所</p>	<p>A</p>

平泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>5. 国立博物館の誘致及び平泉文化研究機関の早期設置について</p> <p>「平泉の文化遺産」は平成23年に開催された世界遺産委員会において、12世紀を中心とした多くの遺跡があり、日本のみならず広くアジアの歴史、文化史上で重要な位置を占めているという評価を受けました。</p> <p>また、本町の遺跡は、奈良や京都に比べて地形の起伏が旧状をとどめるところが多く、景観的にも優れ、遺跡が地下に良好な状態で保存されています。</p> <p>つきましては、世界文化遺産を有する本町に、東北地方の歴史や文化をアジア史の中に位置付けて、調査・研究し、多くの方に資料等をご覧いただく国立研究施設の設置推進や、平泉文化を調査・研究し、その成果を公開・活用する平泉文化研究機関を早期設置されますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>12世紀の平泉周辺には、アジアの歴史研究を進める上で、きわめて重要な遺跡や建造物、美術工芸品などが所在していることから、岩手県では、日本列島北部の歴史や文化に主題をおいた国立博物館の設置について、平成3年度から継続して国に要望しているところです。今後とも国に対して誘致についての要望を行っていきたいと考えています。</p> <p>また、「平泉文化研究機関」については、平成6年度に策定した県立の考古学研究機関整備基本構想をもとに、「平泉文化研究機関整備推進事業」を継続して実施しており、若手研究者との共同研究により、研究者相互のネットワーク作りや研究者の育成を図るとともに、平泉文化フォーラムを開催し、その研究成果を広く発信しているところです。</p> <p>さらに平泉文化研究にとって、柳之御所遺跡の解明が最重要との認識から、平成10年度より、内容確認調査を継続して実施しています。平成20年度には遺跡隣接地に「平泉遺跡群調査事務所」を設置し、柳之御所遺跡の発掘調査の進行管理及び平泉研究成果の蓄積を推進しています。</p> <p>県としては、こうした取り組みに基づきながら、引き続き県立の研究機関の設置について検討を進めていきたいと考えています。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>県南教育事務所</p>	<p>B</p>

平泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>6. 「(仮称)平泉スマートインターチェンジ」の整備促進について</p> <p>「(仮称)平泉スマートインターチェンジ」は、観光客の利便性向上による観光業の振興や観光シーズンの渋滞緩和、企業誘致の促進と地域産業の活性化、居住者の利便性向上等を目的に実施計画を策定し、7月25日、国土交通省に事業採択されました。</p> <p>つきましては、「(仮称)平泉スマートインターチェンジ」事業の整備促進について、財政的なご支援をいただきますようお願いいたします。</p>	<p>スマートインターチェンジは、交通アクセスの向上を始めとし、観光などの産業振興に大きな効果が期待できるものと認識しており、必要な予算を確保するよう国に要望しています。</p> <p>(仮称)平泉スマートインターチェンジの整備促進については、今後も貴町と連携を図りながら国に働きかけていきます。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B</p>
<p>7. 主要地方道一関北上線及び一般県道相川平泉線道路改良事業について</p> <p>当該2路線は、北上川の東部、長島地区を南北に縦貫する主要地方道及び平泉地区から北上川を横断し一関市相川を結ぶ県道です。</p> <p>主要地方道一関北上線については、国道4号の交通量の増大により、迂回路的な道路として利用されており、通行車両が年々増加傾向にあります。平泉町長島字田頭地内から同竜ヶ坂地内までの区間(2,750m)の路線変更を含む、歩道拡幅、急カーブの解消工事を促進されますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>また、県道相川平泉線については、広域観光ルートとしての利用以外に、(仮称)平泉スマートインターチェンジと国際リニアコライダー建設予定地である一関市大東町を結ぶ最短路線であることから、今後大幅な交通量の増加が見込まれます。</p> <p>しかしながら、見通しの悪い急カーブや幅員が一部狭小であることから、大型観光バス、大型車両の走行に支障をきたしている現状でありますので、改良整備を促進されますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>1 主要地方道一関北上線は、国道4号を補完する路線であることから、県としても重要な路線と認識しています。当該路線のうち舞川地区(一関市～平泉町)については、平成22年度に整備完了したところです。</p> <p>御要望の平泉町長島字田頭地内から同竜ヶ坂地内については、交通量の推移や公共事業の予算の動向等を見極めながら検討していきますが、早期の整備は難しい状況です。</p> <p>2 一般県道相川平泉線の整備については、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきますが、早期の整備は難しい状況です。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C</p>

平泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>8. (仮称)栗原北上線(西ルート)の県道認定及び整備について</p> <p>近年、本町及び近隣市町においては、東北縦貫自動車道西側地区における工業団地、レジャー施設等の整備が進んでおりますが、これらの進展と地域間交流を促進するためには、幹線道路をはじめとする道路網の整備が必要であります。</p> <p>つきましては、宮城県栗原市金成を起点とし、一関市・平泉町・奥州市(衣川区・前沢区・胆沢区)・金ヶ崎町を縦断し、北上市を終点とする路線の県道認定と、広域的な整備をされますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>県道昇格については、市町村間を結ぶ道路など道路法に規定する認定要件を具備する必要があり、これらの要件を満たした路線について、地域の道路網における市町村道との機能分担や、整備・管理する必要性等を総合的に判断の上行うこととしています。</p> <p>(仮称)栗原北上線のうち、未改良区間を含まない奥州市前沢区から北上市までの区間については、現県道との交換可能性を検討する「県道昇格検討会」を設置し、関係市町と意見交換を行っているところであり、今後さらに検討を進めていきます。</p> <p>なお、奥州市前沢区以南については、未改良区間の整備状況を踏まえ、認定要件や地域の道路網における当該道路の機能を判断することとなります。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C</p>
<p>9. 一関遊水地事業に伴う内水被害対策について</p> <p>一関遊水地事業の小堤整備が完了間近になり、出水時には北上川や県管理河川の水位上昇が長期に続くことが想定されます。</p> <p>つきましては、鈴沢川、矢の尻川排水樋管への強制排水機場の設置や、徳沢川など小河川の内水被害対策のために移動用排水ポンプ車の増台について特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>近年、大規模な災害が県内各地で発生しており、県としては、住家の浸水対策などを基本的な方針として、沿川の土地利用状況などを勘案しながら、それぞれの河川の特性を踏まえて治水対策の検討を進めているところです。</p> <p>御要望の河川については、これまで平成14年、19年と国の排水ポンプ車により内水被害の軽減が図られたところですが、県では周囲堤が完成したことから、どのような内水が発生するのか不明であるため、平成26年度は内水被害の実績や浸水要因の分析、必要なポンプ規模などの調査を行うこととしました。その調査結果を踏まえ、今後、必要な対策等について国や貴町と調整しながら検討していきたいと考えています。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B</p>

平泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>10. 主要地方道平泉巖美溪線の歩行者、自転車道路整備について</p> <p>当該路線は、JR平泉駅と一関市巖美町地内を結んでおり、世界遺産登録以降、レンタサイクルを利用して達谷窟を訪れる観光客が増加しております。</p> <p>また、沿線には、巖美溪や温泉宿泊施設などがあるため、連日大型バスが多く走行しております。</p> <p>このため、自転車通学の学生やレンタサイクルを利用する観光客は、狭隘な歩道を走行しており、通行者の交通安全の確保が困難になっております。</p> <p>つきましては、通行者の安全確保のため、歩行者、自転車道路の整備を促進されますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>平泉停車場中尊寺線との交差点から東北縦貫自動車道との交差部までは両側に歩道が設置されており、歩行者の安全は確保されているものと認識しています。</p> <p>東北縦貫自動車道から一関市巖美町までの区間については、今後の交通量の推移、地域の状況や県全体の進捗等を踏まえて検討していきますが、早期の事業化は難しい状況です。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C</p>
<p>11. 県道の環境保全について</p> <p>「平泉の文化遺産」が世界遺産登録された以降、多くの観光客が本町を訪れていることから、地域住民の協力を得ながらゴミ拾いや除草等の環境保全に取り組んでおります。</p> <p>つきましては、道路環境向上のため、維持管理の充実について、特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>県管理道路の維持管理については、道路パトロールによる状況把握を行なうとともに、通年の道路維持修繕業務委託等により随時補修作業を行っています。また、除草については、町内5団体と契約し、住民協働により地域住民と一体となり取り組んでいます。</p> <p>今後とも、地域住民の協力を得ながら、道路環境の向上に取り組んでいきます。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B</p>
<p>12. 平泉バイパス南口交差点から一関バイパス大槻交差点までの渋滞緩和を図る早期拡幅整備について</p> <p>国道4号は、本町と一関市を結ぶ主要な路線であり、観光シーズンはもとより休祭日日において、交通渋滞が年々増加傾向にあります。</p> <p>つきましては、早期に拡幅整備等について、国に対して働き掛けていただきますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>平泉バイパスは、国により整備が進められ、平成20年に全線開通し、交通事故が減少しているほか、観光期の交通渋滞が大幅に緩和されています。</p> <p>御要望の区間の拡幅整備については、貴町と連携を図り国に働きかけていきます。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C</p>

平泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>13. 牧草及び山菜等の放射性物質に汚染された農林産物対策について</p> <p>東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の影響により、牧草及び山菜等に対する汚染問題は、町内をはじめ県南地域の生産農家に大きな打撃を与えております。一方、町民や消費者においても農産物の安全・安心に対する不安や動揺が未だに解消されないままで、深刻な影響は現在も続いております。</p> <p>このような中、岩手県におかれましては、牧草地再生対策事業や原木シイタケの処理事業等を積極的に取り組まれておりますが、生産農家においては、生産活動における不安や不満を已然抱えている状況であります。</p> <p>つきましては、飼養農家への迅速・適切な草地再生対応や、安全な山菜やキノコ類の産地直売体制の確立に向けて、次の要望事項について特段のご配慮をお願いします。</p> <p>(1) 牧草地再生対策事業、利用自粛牧草等処理円滑化事業といった牧草地除染事業の加速化を図り、またこれまで農家が管理している畦畔や野草地の利用自粛早期解除に向けて指導・支援すること。</p>	<p>1 牧草地除染事業の加速化について 牧草地の除染については、牧草地再生対策事業の26年度内完了に向け、新たな作業受託者の確保等に取り組んでいます。</p> <p>2 畦畔や野草地の利用自粛要請解除について (1) 水田畦畔については、町といわて平泉農協と連携して放射性セシウムの検査を実施し、農家から申し出のあった水田畦畔草の利用自粛要請の解除を進めています。 (2) 野草地については、利用自粛要請解除の取扱いが未定であることから、引き続き、解除方法の提示について国に働きかけていきます。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>農政部</p>	<p>A</p>

平泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>13. 牧草及び山菜等の放射性物質に汚染された農林産物対策について</p> <p>東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の影響により、牧草及び山菜等に対する汚染問題は、町内をはじめ県南地域の生産農家に大きな打撃を与えております。一方、町民や消費者においても農産物の安全・安心に対する不安や動揺が未だに解消されないまま、深刻な影響は現在も続いております。</p> <p>このような中、岩手県におかれましては、牧草地再生対策事業や原木シイタケの処理事業等を積極的に取り組まれておりますが、生産農家においては、生産活動における不安や不満を已然抱えている状況であります。</p> <p>つきましては、飼養農家への迅速・適切な草地再生対応や、安全な山菜やキノコ類の産地直売体制の確立に向けて、次の要望事項について特段のご配慮をお願いします。</p> <p>(2) 汚染されて利用できない牧草やほだ木は、現在各農家で一時保管されているが、最終処分に向けて全面的に支援すること。</p>	<p>農林業系汚染廃棄物のうち8,000Bq/kg以下のものについては、国のガイドラインにおいて明確化されていない事項について、県独自にガイドライン（第2版）を策定し、既存の焼却施設において一般廃棄物と混焼し、市町村等の最終処分場を活用して埋め立てる処理方針を示したところであります。</p> <p>その処理費用については、処理終了時まで「農林業系廃棄物の処理加速化事業」を継続するよう国に要請しているところです。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>農政部、保健福祉環境部</p>	<p>B</p>

平泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>13. 牧草及び山菜等の放射性物質に汚染された農林産物対策について</p> <p>東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の影響により、牧草及び山菜等に対する汚染問題は、町内をはじめ県南地域の生産農家に大きな打撃を与えております。一方、町民や消費者においても農産物の安全・安心に対する不安や動揺が未だに解消されないまま、深刻な影響は現在も続いております。</p> <p>このような中、岩手県におかれましては、牧草地再生対策事業や原木シイタケの処理事業等を積極的に取り組まれておりますが、生産農家においては、生産活動における不安や不満を已然抱えている状況であります。</p> <p>つきましては、飼養農家への迅速・適切な草地再生対応や、安全な山菜やキノコ類の産地直売体制の確立に向けて、次の要望事項について特段のご配慮をお願いします。</p> <p>(3) 採取期間の短い山菜や野生キノコについては、迅速な安全性の確認方法を検討すること。</p>	<p>1 野生キノコについては、出荷制限の対象となっていることから、県では、放射性物質の経年変化を把握するため、モニタリング検査を継続していきます。</p> <p>2 出荷可能な山菜については、産直施設の自主検査で放射性物質が一定以上検出された場合は、県が精密検査を実施することとしていますが、検査に一定の時間を要することから、御理解をお願いします。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>林務部</p>	<p>A</p>

平泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>13. 牧草及び山菜等の放射性物質に汚染された農林産物対策について</p> <p>東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の影響により、牧草及び山菜等に対する汚染問題は、町内をはじめ県南地域の生産農家に大きな打撃を与えております。一方、町民や消費者においても農産物の安全・安心に対する不安や動揺が未だに解消されないまま、深刻な影響は現在も続いております。</p> <p>このような中、岩手県におかれましては、牧草地再生対策事業や原木シイタケの処理事業等を積極的に取り組まれておりますが、生産農家においては、生産活動における不安や不満を已然抱えている状況であります。</p> <p>つきましては、飼養農家への迅速・適切な草地再生対応や、安全な山菜やキノコ類の産地直売体制の確立に向けて、次の要望事項について特段のご配慮をお願いします。</p> <p>(4) 農家等に対する損害賠償が、十分かつ迅速に行われるように、引き続き強く国及び東京電力に働きかけること。</p>	<p>県ではこれまで、原発事故の原因者である東京電力に対し、出荷制限等による直接的な被害や風評被害対策等による全ての損害について、速やかに賠償を行うよう強く求めるとともに、国に対しても、東京電力への指導など必要な措置を講じるよう求めています。</p> <p>今後とも、原子力発電所事故の発生に伴う農林水産被害等の対策について、あらゆる機会をとらえて要請していきます。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>総務部・農政部</p>	<p>A</p>

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>14. 放射能汚染問題に対する適切な対応について</p> <p>東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した放射能汚染は、事故から3年以上が経過した今も、住民の不安を解消できない状況にあります。</p> <p>町では、除染実施計画に基づき、平成24年度は学校等子どもの生活空間をはじめ公共施設を中心に除染を実施し、平成25年度は一般宅地等の測定と低減化対策を進めてきました。</p> <p>全般的に放射線量が低下傾向にありますが、軒下や道路側溝などで局所的に放射線量が高いところがあり、ホットスポット対策が課題となっています。</p> <p>国による除去土壌等の最終処分の見通しがはっきりしないことから、道路側溝等の清掃・除染にも支障をきたしており、早急に処理基準を明確にするよう国に求めています。</p> <p>観光業については、震災から3年が経過し修学旅行が一部戻りつつあるものの、依然として減少したままであり、学校訪問等による修学旅行の誘致活動を展開しているところです。</p> <p>子どもの健康影響については、県による継続検査と町の健康影響調査を継続実施してきたところですが、保護者の不安が完全に払拭しきれたとはいえ、子どもの健康影響調査のさらなる継続が望まれています。</p> <p>東京電力への損害賠償については、農林業などの個人・事業者に対する説明会を開催するなど損害賠償請求の相談・支援に当たっており、東京電力に対しては機会あるごとに請求者の負担軽減やきめ細かな対応などを求めているところです。</p> <p>また、自治体損害賠償については一部賠償範囲が認められたのみでほとんど賠償請求に応じておらず、東京電力に対して要請を繰り返していますが交渉が進展していない状況にあり、県と連携しながら損害賠償紛争審査会にあっせんの申し立てを行ったところです。</p> <p>つきましては、下記の事項について、実施していただきますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>中間貯蔵施設は、福島県内において、除染で取り除いた土や放射性物質に汚染された廃棄物を最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管するため福島県内にのみ設置されるものです。</p> <p>岩手県における除染土壌や放射性物質汚染廃棄物の発生量や放射性物質濃度を考慮すると、国や県が示すガイドラインによる処理が可能であることから、中間貯蔵施設を岩手県内に設置する必要はないと考えます。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>D</p>

平泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>(1) 中間貯蔵施設の設置について、国に対し強く要望するとともに、県としても検討いただくこと。</p>				

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>14. 放射能汚染問題に対する適切な対応について</p> <p>東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した放射能汚染は、事故から3年以上が経過した今も、住民の不安を解消できない状況にあります。</p> <p>町では、除染実施計画に基づき、平成24年度は学校等子どもの生活空間をはじめ公共施設を中心に除染を実施し、平成25年度は一般宅地等の測定と低減化対策を進めてきました。</p> <p>全般的に放射線量が低下傾向にありますが、軒下や道路側溝などで局所的に放射線量が高いところがあり、ホットスポット対策が課題となっています。</p> <p>国による除去土壌等の最終処分の見通しがはっきりしないことから、道路側溝等の清掃・除染にも支障をきたしており、早急に処理基準を明確にするよう国に求めています。</p> <p>観光業については、震災から3年が経過し修学旅行が一部戻りつつあるものの、依然として減少したままであり、学校訪問等による修学旅行の誘致活動を展開しているところです。</p> <p>子どもの健康影響については、県による継続検査と町の健康影響調査を継続実施してきたところですが、保護者の不安が完全に払拭しきれたとはいえ、子どもの健康影響調査のさらなる継続が望まれています。</p> <p>東京電力への損害賠償については、農林業などの個人・事業者に対する説明会を開催するなど損害賠償請求の相談・支援に当たっており、東京電力に対しては機会あるごとに請求者の負担軽減やきめ細かな対応などを求めているところです。</p> <p>また、自治体損害賠償については一部賠償範囲が認められたのみでほとんど賠償請求に応じておらず、東京電力に対して要請を繰り返していますが交渉が進展していない状況にあり、県と連携しながら損害賠償紛争審査会にあっせんの申し立てを行ったところです。</p> <p>つきましては、下記の事項について、実施していただきますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>観光・商工業者の風評被害に関して、県は、これまでも市町村等と連携し、東京電力に対して、形式的に賠償対象等を制限することなく被害発生の実態に則した賠償を行うこと、相当因果関係の立証や賠償請求の手続きにおいて、被害者に多大な負担を強いることなく迅速かつ十分な賠償を実施すること及び賠償請求時の負担軽減のための相談窓口拡充などきめ細かな対応を行うことを要請してきています。</p> <p>引き続き、適切な対応を取るよう、東京電力に対し働き掛けていきます。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>A</p>

平泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>(2) 観光・商工業者の風評被害対策について、事業者の負担軽減やきめ細かな相談体制など損害賠償に結びつく対応を東京電力に働きかけていただくこと。</p>				

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>14. 放射能汚染問題に対する適切な対応について</p> <p>東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した放射能汚染は、事故から3年以上が経過した今も、住民の不安を解消できない状況にあります。</p> <p>町では、除染実施計画に基づき、平成24年度は学校等子どもの生活空間をはじめ公共施設を中心に除染を実施し、平成25年度は一般宅地等の測定と低減化対策を進めてきました。</p> <p>全般的に放射線量が低下傾向にありますが、軒下や道路側溝などで局所的に放射線量が高いところがあり、ホットスポット対策が課題となっています。</p> <p>国による除去土壌等の最終処分の見通しがはっきりしないことから、道路側溝等の清掃・除染にも支障をきたしており、早急に処理基準を明確にするよう国に求めています。</p> <p>観光業については、震災から3年が経過し修学旅行が一部戻りつつあるものの、依然として減少したままであり、学校訪問等による修学旅行の誘致活動を展開しているところです。</p> <p>子どもの健康影響については、県による継続検査と町の健康影響調査を継続実施してきたところですが、保護者の不安が完全に払拭しきれたとはいえず、子どもの健康影響調査のさらなる継続が望まれています。</p> <p>東京電力への損害賠償については、農林業などの個人・事業者に対する説明会を開催するなど損害賠償請求の相談・支援に当たっており、東京電力に対しては機会あるごとに請求者の負担軽減やきめ細かな対応などを求めているところです。</p> <p>また、自治体損害賠償については一部賠償範囲が認められたのみでほとんど賠償請求に応じておらず、東京電力に対して要請を繰り返していますが交渉が進展していない状況にあり、県と連携しながら損害賠償紛争審査会にあっせんの申し立てを行ったところです。</p> <p>つきましては、下記の事項について、実施していただきますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>平成23年度から平成25年度に実施した放射線内部被ばく健康影響調査結果について、有識者会議より「放射線による健康影響は極めて小さいと考えられる。」との評価をいただいています。</p> <p>今年度の継続調査実施に係る予算は、当初予算で措置済みであり、関係市町とも協議のうえ、調査の継続について検討を行っているところです。</p> <p>また、希望者を対象に実施する内部被ばく検査事業に係る補助につきましても、引き続き、支援していくこととしています。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B</p>

平泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>(3) 子どもの健康影響調査を継続的に実施し、住民不安の解消を図っていただくこと。</p>				

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>14. 放射能汚染問題に対する適切な対応について</p> <p>東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した放射能汚染は、事故から3年以上が経過した今も、住民の不安を解消できない状況にあります。</p> <p>町では、除染実施計画に基づき、平成24年度は学校等子どもの生活空間をはじめ公共施設を中心に除染を実施し、平成25年度は一般宅地等の測定と低減化対策を進めてきました。</p> <p>全般的に放射線量が低下傾向にありますが、軒下や道路側溝などで局所的に放射線量が高いところがあり、ホットスポット対策が課題となっています。</p> <p>国による除去土壌等の最終処分の見通しがはっきりしないことから、道路側溝等の清掃・除染にも支障をきたしており、早急に処理基準を明確にするよう国に求めています。</p> <p>観光業については、震災から3年が経過し修学旅行が一部戻りつつあるものの、依然として減少したままであり、学校訪問等による修学旅行の誘致活動を展開しているところです。</p> <p>子どもの健康影響については、県による継続検査と町の健康影響調査を継続実施してきたところですが、保護者の不安が完全に払拭しきれたとはいえ、子どもの健康影響調査のさらなる継続が望まれています。</p> <p>東京電力への損害賠償については、農林業などの個人・事業者に対する説明会を開催するなど損害賠償請求の相談・支援に当たっており、東京電力に対しては機会あるごとに請求者の負担軽減やきめ細かな対応などを求めているところです。</p> <p>また、自治体損害賠償については一部賠償範囲が認められたのみでほとんど賠償請求に応じておらず、東京電力に対して要請を繰り返していますが交渉が進展していない状況にあり、県と連携しながら損害賠償紛争審査会に皆さんの申し立てを行ったところです。</p> <p>つきましては、下記の事項について、実施していただきますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>放射性物質に汚染された側溝土砂については、国に対し処理方針を速やかに示すとともに、汚染濃度や除染実施区域内外にかかわらず、除去等撤去に要する費用や地域で必要となる一時保管施設の整備等の掛かり増し経費について財政支援を拡大するよう要望しているところです。</p> <p>なお、国庫補助対象外となる一時仮置場の設置に要する経費については、「放射性物質汚染廃棄物処理円滑化事業(県単)」により支援することとしています。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B</p>

平泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>(4) 放射性物質に汚染された側溝土砂を一体的に処理できるように新たな支援制度を創設すること。</p>				

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>14. 放射能汚染問題に対する適切な対応について</p> <p>東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した放射能汚染は、事故から3年以上が経過した今も、住民の不安を解消できない状況にあります。</p> <p>町では、除染実施計画に基づき、平成24年度は学校等子どもの生活空間をはじめ公共施設を中心に除染を実施し、平成25年度は一般宅地等の測定と低減化対策を進めてきました。</p> <p>全般的に放射線量が低下傾向にありますが、軒下や道路側溝などで局所的に放射線量が高いところがあり、ホットスポット対策が課題となっています。</p> <p>国による除去土壌等の最終処分の見通しがはっきりしないことから、道路側溝等の清掃・除染にも支障をきたしており、早急に処理基準を明確にするよう国に求めています。</p> <p>観光業については、震災から3年が経過し修学旅行が一部戻りつつあるものの、依然として減少したままであり、学校訪問等による修学旅行の誘致活動を展開しているところです。</p> <p>子どもの健康影響については、県による継続検査と町の健康影響調査を継続実施してきたところですが、保護者の不安が完全に払拭しきれたとはいえ、子どもの健康影響調査のさらなる継続が望まれています。</p> <p>東京電力への損害賠償については、農林業などの個人・事業者に対する説明会を開催するなど損害賠償請求の相談・支援に当たっており、東京電力に対しては機会あるごとに請求者の負担軽減やきめ細かな対応などを求めているところです。</p> <p>また、自治体損害賠償については一部賠償範囲が認められたのみでほとんど賠償請求に応じておらず、東京電力に対して要請を繰り返していますが交渉が進展していない状況にあり、県と連携しながら損害賠償紛争審査会にあっせんの申し立てを行ったところです。</p> <p>つきましては、下記の事項について、実施していただきますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>県では、原子力発電所事故に伴う放射線影響対策に要した費用については、一義的に東京電力が責任を負うべきものと考え、東京電力に対し、要した費用全てについて賠償に応じるよう、市町村等とも連携し、繰り返し強く求めているところです。</p> <p>更に、直接交渉だけでは東京電力の姿勢が変化することは期待できないと考えられたことから、本年1月、市町村等と連携し、原子力損害賠償紛争解決センターに和解仲介の申立てを実施したところであり、同センターにおける審理を通じて、被害の実態に則した速やかな賠償を求めているところです。</p> <p>また、国に対しても、十分な賠償が速やかに行われるよう東京電力を指導するなど、必要な措置を講じることを要望しています。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>総務部</p>	<p>B</p>

平泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>(5) 放射線対策に要した経費は、自治体に最終的な財政負担が生じないよう満額を東京電力が負担するよう働きかけていただくこと。仮に、東京電力が負担しない場合は、特別交付税等による措置を国に要望していただくこと。</p>				

平泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>15. 企業誘致活動について</p> <p>企業誘致につきましては、トヨタ自動車株式会社が東北拠点化の方針を打ち出していることから、ここ数年が県南地域にとっては大きなチャンスと捉えております。</p> <p>本町としては、自動車関連企業の立地が見込まれるうちに、これまで以上に企業誘致活動に取り組んでいるところです。</p> <p>つきましては、本町の企業誘致への取り組みについて、情報提供やノウハウの教示など、県の特段のご支援を要望いたします。</p>	<p>自動車関連企業の誘致については、用地や人材の確保など地元市町村との連携が不可欠です。</p> <p>平成26年度、県では自動車関連産業の誘致を集中的に進めるため、ものづくり自動車産業振興課を設置し、サプライチェーン構築支援、研究開発促進、人材育成、立地環境整備を進めることとしており、これまで以上に市町村と情報共有を密にし、誘致活動に取り組んでいきます。</p> <p>また、県南広域振興局においては、平成23年度から北上川流域地域のものづくり産業の振興を目指し、県、市町の産業振興及び企業誘致担当職員の勉強会を定期的に開催しています。今後も勉強会を通じて、企業誘致等に関する情報提供、支援等に取り組んでいきます。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B</p>
<p>16. 国際リニアコライダーの東北誘致について</p> <p>国際リニアコライダー（ILC）の東北誘致については、東日本大震災からの復興のシンボルとなる国際プロジェクトであります。</p> <p>県におかれましては、東北経済連合会、東北大学等と連携し、「東北加速器基礎科学研究会」の設立や北上高地における花崗岩岩盤の地質調査の実施、さらには国の復興構想会議へのILCを核とした「TOHOKU科学技術研究特区」構想の提案など、これまでも積極的な取り組みを進められてきたところです。</p> <p>また先に、東北地方が一丸となった国内外への働きかけへの取り組みに向け、東北加速器基礎科学研究会において、「ILCを核とした東北の将来ビジョン」の策定をしたところでありました。</p> <p>つきましては、東北の復興と活性化のために、ILCの東北誘致に向けた取り組みを一層進めるよう要望します。</p>	<p>ILCは、21世紀の科学と技術を大きく前進させ、東北全体の復興、ひいては、日本の再生にもつながる国際プロジェクトと考えています。</p> <p>そのため、これまでも、岩手県内はもとより、東北大学や東北ILC推進協議会などの関係機関と連携しながら、ILCの建設実現へ向けて東北一丸となって活動を推進してきました。</p> <p>県としましては、国に対し、ILCの日本誘致に関する方針を明確にし、資金の分担や研究参加に関する国際調整等を速やかに進めるとともに、わが国が主導する国際プロジェクトとして進めるための国内体制を整えるよう要望したところです。</p> <p>引き続き、東北全体の関係機関との連携を強化し、国への働きかけを行うとともに、ILC実現へ向けた普及啓発や外国人研究者への情報発信及び受入環境の整備へ向け、具体的な検討を進めていきます。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>A</p>

平泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>17. 道の駅とガイダンス施設との一体整備について</p> <p>本町では、地域産業の活性化を図るとともに、地域の情報発信基地、道路利用者の利便性の向上、町民と観光客との交流・連携、さらに防災拠点とすることを目的に、道の駅の整備計画を進めております。</p> <p>道の駅整備に向けては、平泉という特色を活かすために、史跡柳之御所遺跡の隣接地に建設を計画していることから、岩手県教育委員会が整備を目指しているガイダンス施設との一体感が出るよう配置した整備方針としております。</p> <p>つきましては、世界遺産「平泉」の魅力を最大限に盛り込んだ道の駅の実現に向けて、ガイダンス施設を世界遺産「平泉」のガイダンス施設と位置付け、早期に建設していただきますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>来訪者に遺跡の価値を知っていただくため、旧「柳之御所資料館」を改修し、柳之御所遺跡等に係るガイダンス施設として、平成22年4月の史跡公園開園に合わせ公開しています。</p> <p>新設予定のガイダンス施設については、東日本大震災復興関連整備を優先して取り組んでいる状況であるため、当初の計画どおりの整備が難しい状況です。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>県南教育事務所</p>	<p>C</p>